出展規定

TECHNO×FRONTIER 2024

リアル展

第1条(出展資格)
(1)本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、「出展の手引」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限ります。
(2)主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。なお、次のような事例もこれに該当することになります。
①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあることが判明される場合
②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合
④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合
⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場合
⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合
(3)本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものとみなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされないよう十分ご留意ください。

第2条(出展物)
(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。
(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。
①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
②引火性・爆発性または放射性危険物
③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物
④裸火を使用する物(ただし、所轄消防署の許可を受けた場合を除く)
⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物
⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物
⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物
(3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。
(4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条(2)(3)により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。
(5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追求を行わないものとさせていただきます。
②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受付けません。

第3条(出展ブースのレイアウト)
出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催者主催の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第4条(展示期間及び展示時間)
展示期間は、2024年7月24日から同年7月26日までの3日間とし、展示時間は午前10時から午後5時までとします。

第5条(出展ブース料)
出展ブース料は、下記のとおりとします。(消費税10%込)

	ブース数	申込ブース単価(税込)	
		会　員	会員外
早期出展申込	1～3ブース	¥ 451,000	¥ 484,000
	4ブース以上	¥ 429,000	¥ 462,000
通常出展申込	1～3ブース	¥ 506,000	¥ 539,000
	4ブース以上	¥ 484,000	¥ 517,000

※「会員」とは主催、共催団体の正会員、賛助会員をさします。
※本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用します。
■出展ブース料に含まれるもの
1)基本設備として基礎ブース(システムパネル仕様 ビニール仕上げの後壁、側壁)。
2)ポスター:公式ポスターを提供します。
3)招待状・和文招待状、封筒のセットを提供します。
4)電気工事:100V／300Wまでの一次側幹線工事。
5)ブース番号板
6)会期中の会場警備会較(搬入・撤出時含む)
7)会期中の空調・照明(搬入・撤出時含む)
8)会期中の清掃(出展者ブース内を除く、搬入・撤出時含む)
9)会場内装飾
10)主催者による来場動員プロモーション
11)来場者登録システム

第6条(出展申込み等について)
出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支払い期限等については下記によります。

〈出展申込み方法〉
本規定表面の出展申込書、もしくは本展示会HPに掲載のあるWEB申込ページから所要事項をご記入(入力)のうえ、郵送(登録)にてお申し込み下さい。また、一般社団法人日本能率協会主催の展示会に初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。また、前回提出以降、その内容に変更がある場合も同様とします。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
〈出展申込み期限〉
■早期申込　2024年1月31日(水)
■通常申込　2024年3月29日(金)
※ただし、予定ブース数になり次第、締め切らせていただきます。
〈出展申込み先〉
■TECHNO-FRONTIER 事務局
一般社団法人日本能率協会　産業振興センター内
〒105-8522　東京都港区芝公園3-1-22
Tel:03(3434)1988　Fax:03(3434)8076
E-mail:tf@jma.or.jp

〈出展料金支払い方法〉
出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振り込みください。また、振込手数料は貴社にてご負担ください。
なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消させていただきます。
〈支払い期限〉
■2024年4月30日(火)

第7条(出展契約の成立時期)
本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約という)の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発送した時点又はその旨の電子メール等を出展者に送信した時点とします。

第8条(出展物の管理)
(1)各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブース内への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管理をしてください。
(2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第9条(事故等の防止及び責任)
(1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故、テロリズムの発生及び感染症のまん延等(以下、「事故等」という)の防止に努め、万一事故等が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。
(2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故等防止のために必要な措置を取り、あるいはこれを命ずることができ、出展者はこれに異議なく応ずるものとします。
(3)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故等につき一切の責任を負いません。

第10条(展示会開催の変更及び中止)
(1)主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または展示会の開催を中止する決定ができるものとします。
(2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の旨・目的の達成が困難と判断した場合は、展示会の開催を中止する決定ができるものとします。
(3)(1)および(2)の場合、主催者は、これによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。
(4)主催者が、(1)に基づき、展示会を早期閉会、開催延期、規模縮小または会場の移転とする決定をした場合であっても、出展者は出展ブース料及びオプション料(2面開放権及びスマート装飾に関する費用など、出展ブース料以外で、主催者と出展者間の直接契約から発生した費用、以下出展ブース料と併せて「出展料」という。)の全額を支払うものとし、既に支払った出展料については返金しないものとします。
(5)①主催者が、(1)又は(2)に基づき、展示会の開催を中止する決定(以下「中止決定」という。)をした場合、同決定の時点で、当該展示会の出展料の全額を支払った出展者に限り、以下のア～ウから1つを選択することができます。
ア.同年度の類似展示会へ出展
(ただし、当該展示会の出展料の金額が開催中止となった展示会の出展料の金額を上回る場合は、出展者はその差額を支払う事とします。開催中止となった展示会の出展料の金額が当該展示会の出展料の金額を上回る場合は、主催者はその差額を返金します。)
イ.次年度の同じ展示会へ出展
ウ.出展料(税込)の70%を主催者より返金
②出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択をして、主催者に通知するものとします。
③出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合は、第1項の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金が受けられなくなります。
④主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の出展料を支払っていなかった場合には、当該出展者は同展示会の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします。

第11条(出展者による出展の取消)
(1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約(申込みブース数の削減やオプションの取消・削減を含む。以下、本条において同じ)は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。
(2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期　限	キャンセル料
各申込期限(早期、通常)の翌日から下記該当日前日	税抜出展ブース料の50%
出展者説明会開催日または出展者説明会を実施しない展示会においては出展ブースレイアウト発表日以降	税抜出展ブース料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜出展料」とは、取消・解約される分に相当する税抜出展料の額とします。

第12条(日本国内への入国手続き)
出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第13条(搬出入および会場施設)
搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

①会　場
東京ビッグサイト　東展示棟
②搬入期間
2024年7月22日(月)9:00～18:00
7月23日(火)8:00～18:00
③搬出期間
2024年7月26日(金)17:00～22:00(予定)
※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。また、上記終了時間については変更になる場合があります。詳細は「出展の手引」をご確認ください。
④展示ブースの基本設備
a.基礎ブース
基礎ブースは、主催者側で背面パネル・袖パネル(システムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して施工します。その他、展示ブース内の装飾(展示台、棚等)は、出展者の負担となります。
b.標準ブース
(i)1ブースは間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7m とし、これを単列または複列に配列します。ただし主催者は、出展規模、展示物の状況等により変形ブースを設置することがあります。

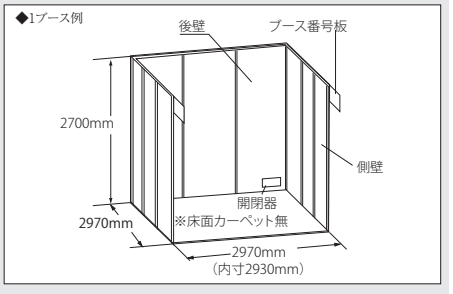

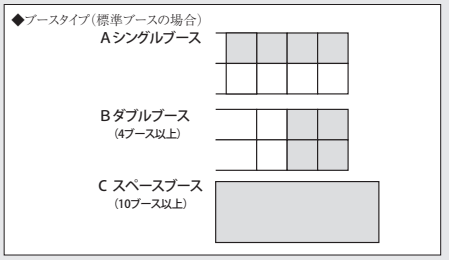

注1)5ブース以下は、シングルブースとなります。
ただし、4ブースの場合でダブルブース指定権をお申し込みいただいた場合は除きます。
注2)4ブース以上はダブルブースが選択できます。
注3)原則として10ブース以上はスペースブースの提供が可能です。
ただし、スペースブースでご出展の場合、場所に制限があります。
(ii)各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。
(システムパネル仕様・白ビニール仕上げ)
(iii)隣接ブースが無い場合は、間仕切りはつきません。
⑤電気設備
1ブースにつき単相100V／300W容量までの電気供給一次側幹線工事は、主催者側において行います。供給幹線はブース内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上の幹線工事および二次側電気工事と電気使用料は、出展者の負担となります。
⑥給排水設備
幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展者の負担となります。

第14条(諸経費の負担)
(1)電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、別に定める申込手続きを取り、供給会社等から請求を受けた所定料金を支払うものとします。
(2)出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展者の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第15条(出展規定の変更)
主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守することとします。

第16条(禁止事項)
出展者の次の行為を禁止します。
①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。
②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。ただし、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。
③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。
④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音・臭い・パフォーマンス等)をすること。
⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。
⑥展示会における有償での物品・サービス等の提供及びこれを目的とする出展(ただし、主催者が予め認めたものは除く)。
⑦出展ブース内に宿泊すること。
⑧その他本出展規定において禁止された事項。

第17条(契約の解除)
主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。
①出展料金の全部又は一部を支払わない場合
②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規定及び指示に従わない場合
③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合
④出展ブースを使用しない場合
⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合
⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合
⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき
⑧著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき
⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引」や指示に違反した場合

第18条(原状回復)
本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展ブースを明け渡さなければなりません。
①出展ブースを原状に回復すること。
ただし、出展者が回復工事を行わないときは、主催者においてこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとします。
②出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。ただし、処分に要する費用は出展者が負担するものとします。
③出展者は、出展ブースの明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展ブース内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを主催者に請求することはできません。
④出展者が、本出展契約終了後出展ブースを明け渡さないときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当該出展ブース料(ただし、日割計算による)の3倍相当の違約金及び諸費用を主催者に支払い、かつ明渡し遅滞により主催者が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償いただきます。

第19条(遅延損害金)
出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第20条(立ち入り点検)
(1)主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展者に通知した上で出展ブースに立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。ただし、非常の場合主催者があらかじめこの旨を出展者に通知することができないときは事後の報告をもって足りるものとします。
(2)前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければなりません。

第21条(出展の手引等)
出展者は、主催者の定める「出展の手引」並びに指示を、本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

第22条(ブース内の出展者常駐)
出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時着用し、かつブース内に展示時間中常駐し、来場者との応対、出展物の管理にあたることとします。

第23条(マイク使用の禁止と音量規制)
(1)マイクを使用した商品説明は原則として(詳細は「出展の手引」を参照)禁止します。
(2)ブース内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は、ブース前面2メートルにて計測して70デシベル以下とします。
(3)館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第24条(廃棄物の処理)
(1)展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・クズは、出展者の責任によりお持ち帰りください。
(2)放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後直ちにお支払いいただきます。

第25条(装飾・施工)
(1)装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。
(2)展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。
(3)装飾物についての高さは「出展の手引」に記載のある高さによります。ただし主催者が特別に許可した場合においてはこの限りではありません。
(4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限り、禁止します。
(5)出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項を遵守するものとします。
(6)出展者が本条(1)から(5)のいずれかに違反し、主催者から是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととします。

第26条(火災・盗難・その他の事故等)
(1)主催者及び本展示会に関して主催者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体(以下、本条において主催者らという)は、本展示会に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体ならびに展示会来場者を含む被った損害(各自の所有物の破損・消失・紛失等を含むあらゆる損害)について一切の責任を負いません。
(2)主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、会場案内図、Web掲載情報、プロモーション用資料等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負いません。
(3)出展者は、自己又は当該出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、故意又は過失により、火災、盗難、その他一切の事故・事象を生じさせ、主催者又は展示会来場者を含む第三者に損害(所有物の破損・消失・紛失等を含むあらゆる損害)を負わせた場合には、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第27条(個人情報の取り扱いについて)
出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコード等のシステム・サービスによって得られた顧客の個人情報については、出展者における個人情報保護に関する規則に基づき管理するものとする。

第28条(管轄裁判所)
本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

第29条(準拠法)
本契約の効力、解釈及び履行は日本法に準拠して行われるものとします。

改定 2021年11月2日

出展規定

TECHNO×FRONTIER 2024

オンライン展

第1条(出展資格)
1.TECHNO-FRONTIER2024オンライン(以下「本展示会」という)への出展申込は、主催者の定める本出展規定、「出展者用システムマニュアル」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限ります。
2.主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消させて頂きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。なお、次のような事例もこれに該当することになります。
(1)TECHNO-FRONTIER2024オンライン出展申込書(以下、本出展申込書という)の記載事項に不備や虚偽の申請などがあることが判明される場合
(2)出展コンテンツないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
(3)出展者の出展や出展物、出展コンテンツが現に第三者との間で争われ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合
(4)来場者(本展示会の視聴者を指す。以下「来場者」と言う。)、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合
(5)出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場合
(6)その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合
3.本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものとみなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされないよう十分ご留意ください。

第2条(出展コンテンツ)
1.本展示会の出展コンテンツは、本展示会の開催趣旨及び目的と合致し、かつ主催者の事前の承諾を得たコンテンツに限ります。
2.次の各号に該当するものは、出展を禁止します。
(1)過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を含むもの
(2)主催者又は第三者の著作権、商標権、特許権等知的財産権、名誉及びプライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害し、又はそのおそれがあるもの
(3)コンピューターウイルス等の有害なプログラムを含むもの
(4)主催者又は第三者の機器、設備、システム等の利用・運用に過大な負荷をかけるもの、又はそのおそれがあるもの
(5)その他法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
3.主催者は、出展コンテンツが本出展規定に違反することが明らかになったとき、当該出展コンテンツの出展拒否、出展中止、違反部分の削除等必要な措置を講じることができます。また、主催者は、出展者に対し、当該出展者の負担で、当該出展コンテンツの違反部分の変更、差し替え、削除等の措置を講じるよう指示することができます。
4.主催者が前項前段に基づき、出展コンテンツの出展拒否、出展中止、違反部分の削除等の措置を講じ、それにより当該出展者に損害が生じても、主催者は、その損害を賠償する責任を負いません。また、前項後段の指示に従い、出展者が当該出展コンテンツの違反部分の変更、差し替え、削除等の措置を講じ、それにより当該出展者に損害が生じた場合も、同様とします。
5.出展コンテンツの内容に関し、第三者との間で紛争が生じた場合、当該出展コンテンツの出展者が自己の責任と負担で当該紛争を処理するものとし、主催者は何らの責任も負わないものとします。
6.出展者が第3項後段の指示に従わないとき、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展料の3倍に相当する金員を支払うものとします。
7.出展者は第4項及び前項の事項をあらかじめ了解のうえ、出展申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受付けません。

第3条(開催期間及び開催時間)
1.開催期間は、2024年8月1日(木)10:00から8月30日(金)17:00までとします。
2.開催時間は、終日とします。ただし、保守やメンテナンスのため、一時的に出展コンテンツの公開を停止させる場合があります。

第4条(出展料)
出展料及び出展料に含まれるサービスの内容は、下記のとおりとします。(消費税込)
①出展プランと出展料(プラン料金／税込)

出展プラン		プラチナ	ゴールド	シルバー	ブロンズ
出展料金					
社数制限		3	10	ー	ー
ハイブリッド出展者オンライン展費用 ※リアル展示会のブース費用に右記の費用が追加となります。	JMA法人会員料金	¥2,200,000	¥ 990,000	¥396,000	¥0
	JMA法人会員外料金	¥2,420,000	¥1,100,000	¥440,000	¥0
オンライン展のみ費用	JMA法人会員料金	¥2,970,000	¥1,683,000	¥792,000	¥121,000
	JMA法人会員外料金	¥3,300,000	¥1,870,000	¥880,000	¥132,000
プラン別サービス一覧					
提供する来場者データ	「オンライン展全ページ」閲覧来場者データ提供	○	ー	ー	ー
	「自社ページ」閲覧来場者データ提供	○	○	○	○
	「製品ページ掲載のカタログPDF」閲覧来場者データ提供	○	○	○	○
	「企業ページ掲載の動画」閲覧来場者データ提供	○	○	ー	ー
	「出展者ウェビナー」閲覧来場者データ提供	○	○	ー	ー
自社Webサイトへのリンク提供		○	○	ー	ー
トップページに15秒CM(動画)掲載		○	ー	ー	ー
トップページに企業ロゴ掲載		○	ー	ー	ー
トップページのバナー掲載(1点)		ー	○	○	ー
企業ページ		○	○	○	○
製品ページ(全プラン提供) ページ数		20	10	5	1
企業ページ掲載の動画 動画数		2	1	ー	ー
出展者ウェビナー(50分) 出展者ウェビナー提供数		1	1	ー	ー
自社ページ来場者へのチャット機能		○	○	○	ー
自社ページ閲覧来場者へのアンケート機能	1問アンケート(主催事務局決定の設問・選択肢)	○	○	○	ー
	10問アンケート(出展者希望の設問・選択肢)	○	○	ー	ー
自社製品ページお問い合わせフォーム機能		○	○	○	○
オプション					
製品ページ 追加 ¥33,000／ページ		○	○	○	ー
企業ページ掲載の動画 追加 ¥55,000／点(プランに含まれる点数と合わせて合計5点まで)		○	○	○	ー
出展者ウェビナー／50分 追加(閲覧来場者データ提供) ¥330,000／本		○	○	○	○

※「会員」とは主催者団体の会員をさします。※本事業最終日の消費税率を適用します。
※出展料に、出展者専用システム利用料が含まれます。
※2023年9月時点のサービス内容・機能一覧です。サービス内容・機能は変更になる場合がございます。

第5条(諸経費の負担)
1.撮影などを必要とする出展者は、別に定める申込手続きを取り、協力会社等から請求を受けた所定料金を支払うものとします。
2.出展コンテンツの制作、撮影、出展コンテンツの掲載アップロード、出展者セミナー準備、その他出展者の行為に属する費用は、すべて出展者の負担とします。
3.本展示会における出展に関する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担とします。

第6条(出展申込み等について)
出展申込み方法、出展申込み期限、出展料支払い方法、出展料支払い期限等については下記によります。

〈出展申込み方法〉
本展示会公式サイトに掲載のあるWeb出展申込フォームから所要事項をご入力のうえ、ご登録いただく方法でお申し込み下さい。一般社団法人日本能率協会主催の展示会に初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。また、前回提出以降、その内容に変更がある場合も同様とします。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
〈出展申込み期限〉
■2024年3月29日(金)
※ただし、予定申込数になり次第、締め切らせていただくプランがあります。
〈出展申込み先〉
■TECHNO-FRONTIER事務局
一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内
〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22
Tel:03(3434)0587 Fax:03(3434)8076 Email:tf@jma.or.jp

〈出展料支払い方法〉
出展申込に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振り込みください。また、振込手数料は貴社にてご負担ください。
なお、下記出展料の支払い期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。
〈出展料支払い期限〉
■2024年4月30日(火)

第7条(出展契約の成立時期)
本出展申込に基づく出展契約(以下、本出展契約という)の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発送した時点又はその旨の電子メール等を出展者に送信した時点とします。

第8条(本展示会の開催環境等)
1.主催者は、本展示会の開催期間中、出展コンテンツを、別途「出展者用システムマニュアル」の仕様に従い、本展示会の公式サイト(以下「公式サイト」という)上に掲載する方法で展示します。
2.主催者は、別紙「出展者用システムマニュアル」記載の動作環境等を整備し、同記載のウイルス対策及びセキュリティ対策をとるものとし、かつそれで足りるものとします。
3.出展者は、出展コンテンツ掲載に必要な環境(パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境等)を、自己の負担および責任において準備するものとします。

第9条(出展コンテンツ掲載のレイアウト)
出展コンテンツ掲載のレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催者主催の展示会への出展回数等)、出展プラン、申込み順等を勘案のうえ決定します。

第10条(出展コンテンツの掲載準備と内容の管理)
1.主催者は出展者に出展者専用システムのログイン用IDおよびパスワードを発行し、当該ログイン用ID及びパスワードが発行を受けた出展者は出展者専用システムを利用して出展コンテンツの入力を開始し、開催期間終了まで当該出展コンテンツの内容に関する管理を行うものとします。
2.出展者は、以下の入力締切までに、一切の掲載作業を完了するものとします。また掲載内容の修正・変更等は、出展者が出展者専用システムを利用して行い、出展者の責任のもと出展コンテンツの管理を行うものとします。
■本展示会に掲載する全情報の入力締切:2024年7月5日(金)17:00
※上記期限は変更になる場合があります。
※出展者マイページにて出展者が登録できる情報は、期限以降も更新可能です。
3.出展者が出展に伴う業務委託をしている第三者を除いて、出展申込をしていない第三者にログイン用IDならびにパスワードを開示し、使用させることはできません。出展者は、ログイン用IDならびにパスワードが第三者に漏洩しないよう管理し、ログインIDならびにパスワードが第三者に漏洩した場合は、直ちにその旨を主催者に連絡するものとします。
4.主催者は、本展示会の管理運営の必要上、ログイン用ID及びパスワードを出展者の事前許諾を得ることなく、変更する場合があります。その間、出展者が本展示会を利用できないことによって、出展者に不利益や損害が発生したとしても、主催者はその責任を一切負うものではありません。
5.出展者は、出展コンテンツに関するデータを、出展者自身の責任及び負担でバックアップを行うものとします。
6.主催者は、保守、運用上又は技術上の必要に応じて、出展者に関するすべてのデータに対し、複製、監視、分析、調査等を行うことができるものとします。
7.出展者は、本展示会の出展及び本展示会の開催には、主催者との相互協力が必要不可欠であること、ならびに、本展示会の出展コンテンツ等の準備等には充分な時間的余裕が必要なことを認識し、主催者からの要請に対しては適時に、かつ正確に回答・対応するものとします。

第11条(開催期間中の出展者応対)
出展者は、開催期間中、主催者からの依頼、来場者との応対(チャットやQ&A、問合せ対応)、出展内容の管理にあたることとします。特に開催期間中の営業日における10:00～17:00は、迅速に来場者の問合せ対応をすることとします。

第12条(リストの提供)
1.主催者は、以下の各区分に応じ、出展者に対し、本展示会において資料のダウンロード、セミナーの視聴又は来場(以下「来場等」という。)した者の会社名、所属、役職、氏名、電話番号、会社の所在地、来場等の履歴の情報(以下「リスト」という。)を、出展者専用システムにアップロードする方法で、提供します。
2.出展者は、提供開始日から、前項のリストを、出展者専用システムからダウンロードすることができます。

第13条(出展コンテンツ掲載期間終了後の処理)
主催者は、本展示会の開催終了後、本件WEBページ上に展示されている展示コンテンツを削除します。ただし、主催者は、第三者に対して本展示会の開催告知、開催実績ならびに取引実績等を表示するため、出展に関わる出展者の社名・商標・出展コンテンツ・本展示会のキャプチャ等を利用できるものとします。

第14条(出展者による出展の取消)
1.出展者からの出展申込みの全部またはオプションの取消・申込内容(プラン)の変更・解約は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。
2.前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部またはオプションの取消・解約を了承する場合には出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期 限	キャンセル料
各申込期限(早期、通常)の翌日から下記該当日前日	税抜出展プラン料の50%
出展者説明会開催日または出展者説明会を実施しない展示会においては出展ブースレイアウト発表日以降	税抜出展プラン料の100%

第15条(展示会開催の変更及び中止)
1.主催者は、天災地変、騒乱・テロリズムの発生及びインターネットトラフィック等の不可抗力およびその他主催者の責めに帰しえない原因により、早期開会、開催延期、規模縮小、会場(公式サイトURLの変更)の移転、または展示会の開催を中止する決定がでるものとします。
2.主催者は、開催規模、出展内容、来場動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、展示会の開催を中止する決定がでるものとします。
3.第1項および前項の場合、主催者は、これによって生じた出展者又はその他の者の損害につき、責任を負いません。
4.主催者が、第1項に基づき、展示会を早期開会、開催延期、規模縮小または会場(公式サイトURL)の移転(変更)とする決定をした場合であっても、出展者は出展料、オプション料、及び出展料以外で、主催者と出展者間の直接契約から発生した費用(以下出展料と併せて「出展料」という。)の全額を支払うものとし、既に支払った出展料については返金しないものとします。
5.(1)主催者が第1項又は第2項に基づき、展示会の開催を中止する決定(以下「中止決定」という。)をした場合、同決定の時点で、当該展示会の出展料の全額を支払った出展者に限り、以下のアーウから1つを選択することができます。
ア.同年度に類似展示会が開催される場合、同展示会への出展
(ただし、当該展示会の出展料の金額が開催中止となった展示会の出展料の金額を上回る場合は、出展者はその差額を支払う事とします。開催中止となった展示会の出展料の金額が当該展示会の出展料の金額を上回る場合は、主催者はその差額を返金します。)
イ.次年度の同じ展示会へ出展
ウ.出展料(税込)の70%を主催者より返金
(2)出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択をして、主催者に通知するものとします。
(3)出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合は、第1項の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金が受けられなくなる場合があります。
(4)主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の出展料の全額を支払っていなかった場合には、当該出展者は同展示会の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします。

第16条(禁止事項)
出展者は、本展示会の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると主催者が判断する行為を禁止します。
①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。
②来場者および他の出展者に迷惑となる行為(誹謗中傷等)をすること。
③展示会における有償での物品・サービス等の提供及びこれを目的とする出展(但し、主催者が予め認めたものは除く)。
④法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
⑤本展示会の関係者に対する詐欺又は脅迫行為
⑥本展示会の運営を妨害するおそれのある行為
⑦主催者のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
⑧第三者に成りすます行為
⑨本展示会開催に対して、必要な範囲を超える負荷をかけ、何らかの攻撃をする行為
⑩リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブル等の行為、また第三者をしてさせる行為
⑪本展示会の他の利用者の情報の収集
⑫本展示会の関係者に不利益、損害、不快感を与える行為
⑬その他、主催者が不適切と判断する行為
⑭その他、本規定に違反すること

第17条(契約の解除)
主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。
①出展料金の全部又は一部を支払わない場合
②出展禁止コンテンツを出展し、又は出展につき主催者の定める規定及び指示に従わない場合
③展示会出展の目的以外に使用した場合、および出展しない場合
④解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合
⑤手形・小切手につき不渡処分を受けた場合
⑥公租公課につき滞納処分を受けたとき
⑦著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき
⑧その他本出展規定及びこれに基づく別紙「出展者用マニュアル」や指示に違反した場合

第18条(遅延損害金)
出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第19条(紛争・トラブル等)
1.主催者及び本展示会に関して主催者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体(以下、本条において主催者ら という)は、本展示会に関わる紛争、その他一切のトラブル・事象の発生により、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体ならびに展示会来場者を含む被った損害(各自の所有物の破損・滅失・紛失等を含むあらゆる損害)について一切の責任を負いません。
2.主催者らは、本展示会に関する告知や案内物(ホームページ、会場案内図、Web掲載情報、プロモーション用資料)等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負いません。
3.出展者は、自己又は当該出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、故意又は過失により、紛争やその他一切のトラブル・事象を生じさせ、主催者又は展示会来場者を含む第三者に損害(所有物の破損・滅失・紛失等を含むあらゆる損害)を負わせた場合には、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第20条(個人情報の取り扱いについて)
出展者は、本展示会の開催により取得した来場者の個人情報を次の通り取り扱うものとします。
①善良なる管理者の注意義務をもって管理すること
②取得時に明示した利用目的を超えて利用しないこと
③取得時に明示した利用目的を超えて利用する場合には、閲覧者の承諾を得ること
④前各号の他、個人情報保護法をはじめとする適用される法令・ガイドライン等を遵守すること

第21条(秘密情報)
1.主催者及び出展者は、本展示会の利用及び本展示会の開催にあたり知り得た、相手方(以下本条において「開示者」といい、情報の開示を受ける当事者を「受領者」という)の営業上、技術上及びその他の秘密と明示のなされた情報(以下「秘密情報」という)を、開示者の事前の書面承諾なく、本契約の履行目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとします。ただし以下各号のいずれかに該当することが証明できる場合、又は主催者が受領した秘密情報の全部若しくは一部を本展示会に関わる業務の委託先に開示する場合は、この限りではありません。
①受領前に受領者が既に保有していたとき、又は既に公知となっていたとき
②受領後に受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したとき、又は受領者の責めによることなく公知となったとき
③秘密情報に依拠せず、受領者が独自に開発したとき
2.受領者は、開示者の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に対して本契約と同等の義務を課し、また、その行為につき責任を負います。
3.受領者は、本契約終了後又は開示者の要求があった場合、その要求に応じて受領した秘密情報(複製物を含む)を、速やかに開示者に返還又は廃棄します。
4.受領者において、秘密情報の漏洩又は紛失等が判明した場合、受領者は直ちに開示者に通知のうえ、対応を協議します。
5.本条の定めは、本契約終了後63年間有効とします。

第22条(権利・帰属・著作権)
本展示会で主催者が制作し提供するコンテンツに対する著作権は、主催者または正当な権利を有する権利者に帰属します。

第23条(免責事項)
主催者は、第15条第1項及び同第2項の場合並びに第10条第4項の場合の他、以下の事由により出展者に発生した不利益、損害(機器の故障や損傷、データ破損、機会損失等を含むがこれに限られない)について、一切責任を負わないものとします。
①天災地変、騒乱、火災、暴動、インターネットトラフィック又は電気通信事業者の提供する電気通信役務により生じた不具合等
②本展示会を提供するためのシステムの定期又は緊急の保守・点検等
③第三者によるハッキングやクラッキング、不正アクセス等、通信経路上での傍受、ビューアソフト等の不測の機能障害等
④主催者の責に帰すことができない事故によるコンピューターの停止等
⑤主催者の定める本展示会の推奨利用環境外での利用に起因する不具合等
⑥その他主催者の責に帰すことのできない事由

第24条 反社会的勢力の排除
1.主催者および出展者は、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来に亘っても該当しないことを誓約します。
①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、及びこれらに準じるもの(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、又は、過去において反社会的勢力ではなかったこと
②自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または、脅迫的言辞を用いるなどをしないこと、又は過去においてもしていないこと
③自らが反社会勢力である旨を伝え、又は、関係団体若しくは関係者が反社会勢力である旨を伝えるなどしないこと、または過去においてもしていないこと
④自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと、又は過去においてもしていないこと
⑤自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は、妨害するおそれのある行為をしないこと、又は過去においてもしていないこと
⑥自社の役員、主要な株主等実質的に経営を支配する者、親会社、子会社(自社がその議決権付株式の過半数を直接又は間接に保有する会社をいう)及び、関連会社(会社計算規則で定義するものをいう)が反社会的勢力にあたらないこと
2.主催者および出展者は、第三者(協賛者等を含み、以下「契約先等」という。)と下請又は再委託契約等(形態の如何に関わらず、主催者及び出展者との間で行う取引契約に関連して締結される契約とする。以下「関連契約」という。)を締結する場合は、契約先等に前条を遵守させるものとし、契約先等が反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに相手方にその事実を報告し、相手方は、関連契約を締結した当事者に対して、当該関連契約を解除するなど、反社会的勢力との関係を遮断するために必要な措置をとるよう求めることができます。
3.主催者及び出展者のいずれかが本条第1項各号に該当する合理的な疑いがあると相手方が判断した場合、又は本条第2項に違反した場合、相手方は主催者及び出展者に対して何らの是正を求める催告等をすることなく、書面その他合理的と認められる方法による通知のみで、本契約(附帯する契約を含む)の全部又は一部の履行停止あるいは解除をすることができます。また、かかる疑いの内容及び根拠に関し相手方には主催者及び出展者に対するなんらの説明義務及び開示義務は生じないものとします。
4.前項に基づく解除に伴い、解除者が損害を被った場合、解除者は自らが被った損害の賠償を被解除者に対して求めることができます。

第25条(出展規定の変更)
主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守することとします。

第26条(出展者用マニュアル等)
出展者は、主催者の定める「出展者用マニュアル」並びに指示を、本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

第27条(本規定や出展の手引に無き項目)
本規定や出展の手引に無き項目は、主催者と出展者の協議のもと確認し文書として残します。

第28条(管轄裁判所)
本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

第29条(準拠法)
本契約の効力、解釈及び履行は日本法に準拠して行われるものとします。

改定 2021年11月2日